## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第２８号**
函館市本町29番５―301号
債務者　木村　玲子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで　函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第３１号**
北海道北斗市七重浜５丁目３番７号　キャッスルリバーかさまつ101
債務者　田名部正人
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで　函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第１１２号**
岐阜県大垣市綾野１丁目2676番地11
債務者　他田　宗治
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２７年（フ）第１１４号**
岐阜県大垣市綾野１丁目2676番地11
債務者　他田ひでを
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２８年（フ）第９号**
千葉県佐倉市山崎171番地１　サンクレイドル佐倉501号室
債務者　長谷川清幸
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第７号**
新潟県南魚沼市三郎丸663番地10　３Ｆ、住民票上の住所新潟県南魚沼市下一日市377番地１
債務者　佐藤　亮介
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２７年（フ）第１０９号**
島根県出雲市天神町163番地８　県営住宅川北天神団地121
債務者　中村紀代子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　松江地方裁判所出雲支部

**平成２７年（フ）第２６５号**
岡山県倉敷市西阿知町783番地16　横峯昇方
債務者　前原　隆志
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第２６６号**
岡山県倉敷市粒江団地４番３－２号　市営粒江団地192号
債務者　前原美知子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２８年（フ）第４号**
岡山県倉敷市西富井652番地８
債務者　吉川　崇乃
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２８年（フ）第８号**
岡山県倉敷市連島町鶴新田2032番地９ハイムレトア・１―201
債務者　細木　直幸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２８年（フ）第７号**
鹿児島県薩摩川内市隈之城町50番地３　大津コーポ202
債務者　池田　　学
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２８年（フ）第１６号**
北海道北見市川東62番地21　ケアホームたんQ
債務者　岡崎　　弘
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２８年（フ）第４８号**
さいたま市中央区八王子５丁目11番16―106号
債務者　井上　佳子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第７６号**
さいたま市西区三橋６丁目252番地３　コートヤード三橋公園Ｄ―301、旧住所東京都板橋区小豆沢３丁目９番１―711号
債務者　野口　　牧
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第８０号**
埼玉県戸田市笹目南町36番14―205号
債務者　永島　　正
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０３号**
埼玉県和光市下新倉３丁目７番15号
債務者　石田　博子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係